

## 豊田市再就職等支援資格取得費補助金交付要綱（改正案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、失業者等の再就職等を支援するための資格取得に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、失業者が雇用される場合又は非正規労働者が正規化される場合に、当該雇用に係る業務に必要な資格等の取得に要した費用の一部を補助することにより、新たな雇用の確保を図ることを目的とする。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- （1）市内在住の失業者又は非正規労働者であって、雇用又は正規化されるに当たって必要となる資格等を自らの費用をもって取得したもの
- （2）市内在住の失業者又は非正規労働者を雇用又は正規化する事業者であって、雇用又は正規化するに当たって必要となる資格等を自らの費用をもって取得したもの
- （3）その他市長が適当と認めるもの

2 前項の資格は、平成21年4月1日以後に取得したものに限る。

3 第1項第2号の事業者は、当該事業に係る市税を完納しているものに限る。

### （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が資格等を取得するため又は取得させるために要した経費のうち、次に掲げる経費とする。

- （1）資格取得に係る講座等の受講費用
- （2）講座等の受講に係る教材費用
- （3）資格取得に係る試験等の受験費用
- （4）資格の登録に要する費用
- （5）その他市長が特に必要と認める費用

### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は5万円を限度とする。

### （交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、再就職等支援資格取得費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- （1）雇用証明書（様式第2号）
- （2）資格取得経費明細書（様式第3号）
- （3）市税完納証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者が事業者の場合は、前項の他、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

(1) 定款、規約その他これらに類する書類

(2) 役員名簿（様式第4号）

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、再就職等支援資格取得費補助金等交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により補助申請者に通知するものとする。

(交付の除外要件)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第7条の交付決定通知書により決定の通知をした場合は、速やかに補助金を交付申請者に交付しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違

反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 第7条の2各号のいずれかに該当するとき。

(6) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月18日から施行し、改正後の再就職等支援資格取得費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(要綱の執行)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。